

沖縄県立芸術大学自己点検・評価実施要綱

(平成29年10月25日自己点検・評価委員会決定)

平成31年1月30日 改正

1 自己点検・評価の目的

沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）は、教育研究水準の向上を図り、本学の理念、目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を実施する。

2 自己点検・評価の種類

自己点検・評価は、本学基本計画に基づく年度計画の進捗状況を確認するため、毎年度実施する「年度点検・評価」、大学改革の推進状況と認証評価及びその他の第三者評価の指摘事項等の改善状況を確認するため、概ね3年ごとに実施する「中期点検・評価」及び学長が特に必要と認める事項に係る点検・評価とする。

3 自己点検・評価の領域及び内容

- (1) 年度点検・評価は、年度計画に基づき各部局等及び専攻等の取組ごとに実施する。
- (2) 中期点検・評価は、教育、研究、社会貢献、大学運営の4領域とし、認証評価機関による点検・評価内容に本学独自の点検・評価内容を加えて実施する。
- (3) 学長が特に必要と認める事項

4 自己点検・評価の対象期間及び実施時期

- (1) 年度点検・評価の対象期間は、4月1日から3月末日までとし、翌年度の4月末までに点検・評価を実施する。
- (2) 中期点検・評価の対象期間は、年度点検・評価対象期間の概ね3期ごととし、その翌年度の4月末までに点検・評価を実施する。
- (3) 学長が特に必要と認める事項に係る点検・評価は、適時実施する。

5 自己点検・評価報告書の作成

部局等自己点検・評価委員会（以下、「部局等委員会」という。）は、部局等の自己点検・評価の結果をとりまとめ、自己点検・評価委員会（以下、「委員会」という。）に提出する。

委員会は、全ての部局等の自己点検・評価結果をとりまとめ、自己点検・評価対象期間の翌年度の5月末までに沖縄県立芸術大学自己点検・評価報告書（以下「報告書」という。）を作成する。

6 報告書の諮問

学長は、報告書を外部有識者委員会及び評議会から意見を聴取し、その意見を大学運営に反映させるため、必要な措置を講じなければならない。

7 自己点検・評価報告書の公表

報告書は、策定後速やかに本学ホームページ等で公表する。

8 部局等委員会の委員の構成及びその選出方法

- (1) 部局等委員会の委員は、部局等委員会の委員長が指名する。
- (2) 学部、研究科、全学教育センター及び附属研究所においては、専攻等分野ごとに1名以上の委員を配置し、教授会等の議を経ることとする。

9 専門部会の委員の構成及びその選出方法

- (1) 専門部会の部会長は、委員会の委員長が指名する。
- (2) 専門部会の委員は、専門部会の部会長が指名し、委員会の議を経ることとする。

10 資料の収集

自己点検・評価に必要な資料については、部局等において毎年度収集・保管する。

附 則

この実施要綱は、平成29年10月25日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成31年1月30日から施行する。